

# 久慈・閉伊川地域森林計画変更計画書 (案)

(久慈・閉伊川森林計画区)

変 更 計 画 期 間

自 平成30年12月 日

至 2027年 3月31日

〔 計 画 期 間 〕  
自 平成29年 4月 1日  
至 2027年 3月31日

平成30年12月

岩 手 県



## 変 更 理 由 等

### 1 変更理由

岩泉町において、官行造林の返地があったため、森林面積の異動が生じたこと。

また、平成31年度から森林経営管理法が施行されることに伴い、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項を変更したこと。

### 2 変更の内容

別紙のとおり。

## 目 次

Ⅱ 計画事項	1
第1 計画の対象とする森林の区域	1
第3 森林の整備に関する事項	3
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	3
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(5) その他必要な事項	

## Ⅱ 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		241,066	20.75ha の増
市 町 村 別 内 訳	久 慈 市	42,222	
	洋 野 町	22,417	
	野 田 村	5,031	
	普 代 村	5,725	
	宮 古 市	82,603	
	山 田 町	9,990	
	岩 泉 町	61,250	20.75ha の増
	田 野 畑 村	11,829	

注1 地域森林計画の対象とする地域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

- 2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可制（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く）、同第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者になった旨の届出及び同10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く）の対象となる。
- 3 森林計画図の縦覧場所は、岩手県農林水産部森林整備課、県北広域振興局林務部、沿岸広域振興局宮古農林振興センター林務室、岩泉林務出張所及び関係市町村とする。
- 4 単位未満を四捨五入しているため、市町村別内訳の合計と総数は一致しない。

【参考】

東日本大震災復興特別区域法に基づく地域森林計画の対象とする森林の区域の変更概要

久慈・閉伊川森林計画区

区 分	平成28年 樹立	平成28年			平成29年			
		通常変更 増 減	復興整備 計画みなし 変更増減	計画区域 面 積	通常変更 増 減	復興整備 計画みなし 変更増減	計画区域 面 積	
総 数	240,979	-	-1.57	240,978	67.52	-0.02	241,045	
市 町 村 別 内 訳	久慈市	42,222	-	-	42,222	-	-	42,222
	洋野町	22,417	-	-	22,417	-	-	22,417
	野田村	5,031	-	-	5,031	-	-	5,031
	普代村	5,725	-	-	5,725	-	-	5,725
	宮古市	82,603	-	-	82,603	-	-	82,603
	山田町	9,992	-	-1.57	9,990	-	-	9,990
	岩泉町	61,162	-	-	61,162	67.52	-	61,230
	田野畑村	11,829	-	-	11,829	-	-0.02	11,829

注1 「復興整備計画みなし変更増減」とは、東日本大震災復興特別区域法第48条第1項第6号の規定に基づき、市町村復興整備計画により変更された面積。

注2 単位未満を四捨五入しているため、市町村別内訳の合計と総数は一致しないことがある。

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

流域内の市町村、林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と国有林の緊密な連携を図りつつ、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通、加工に至る一連の条件整備を次のとおり計画的かつ総合的に促進することとする。

#### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

##### ア 意欲と能力のある林業経営体等による施業集約化の促進

森林経営管理制度において、林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる意欲と能力のある林業経営体等による施業集約化を促進する。また、施業集約化に当たっては、森林関連情報の提供、低コスト施業や路網整備にかかる研修等の実施など、積極的な支援体制の整備に努めることとする。

なお、不在村森林所有者を含めた森林所有者に対し、森林の経営の委託に関する普及啓発等の働きかけを強化し、森林所有者等に代わって地域の効率的な森林経営を促進することとする。

##### イ 国有林との連携の促進

効率的な森林整備や路網整備のため、民有林と国有林が連携して取り組む森林施業の共同化のための団地設定を促進する。

##### ウ 森林経営管理制度の活用の促進

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度等の活用を促進することとする。

#### (2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

##### ア 林業就業者の養成・確保

林業就業者の養成・確保のため、雇用関係の明確化、雇用の安定化、労働安全衛生対策、他産業並みの労働条件の確保など雇用管理の改善及び事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化を促進するとともに、林業労働力確保支援センターによる森林施業の実践に必要な知識や技能及び資格の取得に係る段階的かつ体系

的研修等との連携により、林業就業者のキャリア形成を図る。

また、新規参入者の確保、定着化を図るとともに、「いわて林業アカデミー」の積極的活用など、U J I ターン者をはじめ林業就業に意欲を有する者を対象とした基礎的な知識や技能を習得するための講習等を通じて、林業への新規就業の円滑化に努める。

#### イ 意欲と能力のある林業経営体等の育成強化

地域の林業の担い手となり得る意欲と能力のある林業経営体等に対し、森林経営計画の作成や高性能林業機械等を活用した低コスト施業の技術習得など、施業集約化による生産性及び収益性の向上を実現できるよう、技術者・技能者の育成を計画的に推進する。

また、生産性の向上のための高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を確保するため、岩手県林業技術センターや林業労働力確保支援センター等による経営指導や研修を通じて普及指導に努める。

### (3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

傾斜等自然条件や路網の整備状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じた路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの整備、普及及び定着を促進するとともに、現地の作業条件に応じた効率的作業システムを展開できる技術者の養成を計画的に推進することとする。

#### ア 高性能林業機械の導入促進

生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械を利用した機械作業システムの構築を促進することとする。

導入促進に当たっては、オペレーターの養成、機械の共同利用の促進等を行うとともに、より効率的な森林施業のための路網整備になるよう、路網整備等推進区域の設定により、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせた路網整備を重点的に図ることとする。

なお、高性能林業機械の使用に当たっては、枝条の整理や林地のかく乱防止等森林の保全に配慮すること。

#### イ 機械作業システムの目標

機械作業システムの目標は、地形や経営形態等の地域の特性に応じて、次のとおりとする。

区分	車両架線系別	主な高性能林業機械
大規模	緩傾斜地	車両系 ハーベスタ（伐倒・造材）、フォワーダ（搬出）
	急傾斜地	架線系 タワーヤーダ（搬出）、プロセッサ（造材）
小規模	緩傾斜地	車両系 木寄ウィンチ付グラブ（搬出）、 プロセッサ（造材）
	急傾斜地	架線系 スイングヤーダ（搬出）、プロセッサ（造材）



#### (4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

##### ア 素材の安定供給体制の構築

意欲と能力のある林業経営体等の育成・強化や高性能林業機械導入、林内路網の整備などによる低コスト素材生産の促進及び関係団体等による県産材供給連絡会議を通じて、大口需要者などへの素材供給体制の一層の強化に取り組む。

##### イ 木材加工事業体の育成・強化

需要者のニーズに対応した乾燥材等の品質が確かな製材品等の供給体制の整備を図るとともに、素材生産から製品加工に至るまでの事業体間の連携強化により外材や県外製材品等との競争力の強化に取り組む。

##### ウ 林産物の需要拡大

木材市場、合板工場、集成材工場等の連携により地域材の需要拡大を図るとともに、木質資源の多段階的利用を推進するため、土木用資材等として間伐材等の中小径材の利用を促進する。

木質バイオマスについては、平成27年3月に策定した「いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針」に即し、林地残材や製材工場で発生する木屑等を利用するなど、森林資源の有効活用を促進する。

#### (5) その他必要な事項

流域森林・林業活性化センター等の活動を中心に、市町村、林業関係者、地域住民等の合意形成の下、川上から川下まで連携し、森林整備及び地域材の安定供給を総合的に促進する。